

令和2年葉山町議会第4回定例会提出議案

- 議案 41 令和2年度葉山町一般会計補正予算（第7号）
- 42 令和2年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 43 令和2年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 44 令和2年度葉山町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 45 令和2年度葉山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 46 葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 47 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 48 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 49 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 50 葉山町税条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 51 葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例及び葉山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 52 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 53 葉山町火災予防条例の一部を改正する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 54 葉山町通所介護施設条例を廃止する条例
- 別紙「条例の概要」のとおり
- 55 第四次葉山町総合計画後期基本計画の策定について
- 別紙「計画の概要」のとおり
- 56 指定管理者の指定について
- 57 指定管理者の指定について
- 58 指定管理者の指定について
- 別紙「指定管理者の概要」のとおり
- 別紙「補正予算案の概略」のとおり

令和2年度12月補正予算案の概略

(単位:千円)

会計名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一般会計	14,691,769	84,603	14,776,372	
特別会計	国民健康保険	3,408,761	△ 2,829	3,405,932
	後期高齢者医療	1,142,715	△ 950	1,141,765
	介護保険	3,099,830	624	3,100,454
	小計	7,651,306	△ 3,155	7,648,151
下水道事業会計	2,245,786	2,116	2,247,902	
合計	24,588,861	83,564	24,672,425	

1 一般会計

(1) 歳入

- 国庫支出金
 - ・介護保険事業費補助金 1,331 千円
- 寄附金
 - ・一般寄附金 14,000 千円
- 町債
 - ・臨時財政対策債 69,272 千円

(2) 歳出

- 職員給与費等（3特別会計分を含む） △4,578 千円
給料、職員手当等の変動に伴う更正減
- 職員の欠員補充対応が当初見込みを上回ることに伴う会計年度任用職員報酬の更正増 360 千円
- ふるさと納税業務関連経費の更正増 7,300 千円
- 基金積立金
 - ・財政調整基金積立金 67,000 千円
- 神奈川県町村情報システム共同事業負担金の更正増
 - ・報酬改定等に伴うシステム改修経費 2,972 千円
- 介護保険特別会計繰出金
 - ・介護報酬改定等に伴うシステム改修経費相当額 138 千円

➤ 令和元年度子育て支援サービスに係る国県補助金等の額の確定に伴う超過交付額の返還金	7,138 千円
➤ 家庭用生ごみ処理機購入費補助金の更正増	450 千円
➤ 中学校教科用図書の新採択替えに伴う教師用指導図書購入	2,822 千円
➤ (新型コロナウイルス感染症対策)消防庁舎仮眠室へのカーテン設置	520 千円
➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	481 千円

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

➤ 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)	△2,829 千円
----------------------	-----------

(2) 歳出

➤ 職員給与費等の更正減	△2,829 千円
--------------	-----------

3 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

➤ 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)	△950 千円
----------------------	---------

(2) 歳出

➤ 職員給与費の更正減	△950 千円
-------------	---------

4 介護保険特別会計

(1) 歳入

➤ 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)	624 千円
----------------------	--------

(2) 歳出

➤ 職員給与費等の更正増	486 千円
➤ 介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る県への負担金	138 千円

5 下水道事業会計

➤ 職員給与費の更正増	2,116 千円
-------------	----------

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,678,622	38.7		5,678,622	38.4
地 方 譲 与 税	62,701	0.4		62,701	0.4
利 子 割 交 付 金	5,000	0.0		5,000	0.0
配 当 割 交 付 金	32,000	0.2		32,000	0.2
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,000	0.2		28,000	0.2
法 人 事 業 税 交 付 金	1	0.0		1	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	569,000	3.9		569,000	3.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.1		15,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0		1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	30,000	0.2		30,000	0.2
地 方 特 例 交 付 金	31,421	0.2		31,421	0.2
地 方 交 付 税	703,601	4.8		703,601	4.8
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	40,991	0.3		40,991	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	178,269	1.2		178,269	1.2
国 庫 支 出 金	4,843,495	33.0	1,331	4,844,826	32.8
県 支 出 金	763,847	5.2		763,847	5.2
財 産 収 入	5,924	0.0		5,924	0.0
寄 附 金	67,200	0.5	14,000	81,200	0.5
繰 入 金	593,765	4.0		593,765	4.0
繰 越 金	443,670	3.0		443,670	3.0
諸 収 入	107,961	0.7		107,961	0.7
町 債	487,300	3.3	69,272	556,572	3.8
合 計	14,691,769	100.0	84,603	14,776,372	100.0

○ 歳出 (目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	174,651	1.2	△ 346	174,305	1.2
総 務 費	4,919,811	33.5	99,107	5,018,918	34.0
民 生 費	4,029,339	27.4	10,590	4,039,929	27.3
衛 生 費	1,297,037	8.8	△ 14,211	1,282,826	8.7
農 林 水 産 業 費	56,156	0.4	251	56,407	0.4
商 工 費	311,326	2.1	△ 552	310,774	2.1
土 木 費	1,371,239	9.3	△ 4,245	1,366,994	9.3
消 防 費	660,539	4.5	△ 456	660,083	4.5
教 育 費	1,262,171	8.6	△ 6,016	1,256,155	8.5
災 害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公 債 費	544,886	3.7		544,886	3.7
諸 支 出 金	95	0.0		95	0.0
予 備 費	63,519	0.4	481	64,000	0.4
合 計	14,691,769	100.0	84,603	14,776,372	100.0

*各表の構成比は、表示単位未満の端数整理により、合計が100%とならない場合があります。

条例の概要

題 名

葉山町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

1 趣 旨

公職選挙法の改正により、町村の議会の議員及び長の選挙について条例による選挙公営の対象となったことに伴い、必要な事項を定めることとした。

2 内 容

- (1) 選挙運動用の自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担（以下「公費負担」という。）について定めることとした。
- (2) 公費負担を受けようとする者の届出について定めることとした。
- (3) 公費負担の額及び支払手続について定めることとした。
- (4) この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は、葉山町選挙管理委員会が定めることとした。

3 施行期日等

この条例は、令和 2 年 12 月 12 日から施行することとし、施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用することとした。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

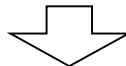
1 趣 旨

令和 2 年 10 月 7 日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の期末手当についての改正及び地方公務員法の改正に伴う所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 期末手当及び勤勉手当の支給について、条文中の成年被後見人及び被保佐人に関する部分を削除することとした。
- (2) 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当について、令和 2 年 12 月期及び令和 3 年度以降の支給率を、国家公務員に準じて次のとおり改正することとした。

		一般職職員	
		期末手当	勤勉手当
現 行	6 月期	1.3 月	0.95 月
	12 月期	1.3 月	0.95 月
	計	2.6 月	1.9 月
	年間計	4.5 月	



		一般職職員	
		期末手当	勤勉手当
公 布 日 施 行	6 月期	1.3 月	0.95 月
	12 月期	1.25 月	0.95 月
	計	2.55 月	1.9 月
	年間計	4.45 月	

		一般職職員	
		期末手当	勤勉手当
令 和 3 年 4 月 施 1 行 日	6 月期	1.275 月	0.95 月
	12 月期	1.275 月	0.95 月
	計	2.55 月	1.9 月
	年間計	4.45 月	

3 施行期日

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条は令和3年4月1日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

令和 2 年 10 月 7 日に行われた人事院勧告を勘案し、任期付職員の期末手当について改正を行うこととした。

2 内 容

特定任期付職員の期末手当について、令和 2 年 12 月期及び令和 3 年度以降の支給率を、国家公務員に準じて次のとおり改正することとした。

	現行		公布日施行		令和 3 年 4 月 1 日施行
6 月期	1.7 月		1.7 月		1.675 月
12 月期	1.7 月	⇒	1.65 月	⇒	1.675 月
年間計	3.4 月		3.35 月		3.35 月

3 施行期日等

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の期末手当の改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現行		公布日施行		令和 3 年 4 月 1 日 施行
6 月期	2.25 月	⇒	2.25 月	⇒	2.225 月
12 月期	2.25 月		2.2 月		2.225 月
年間計	4.5 月		4.45 月		4.45 月

3 施行期日

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 給与所得者及び年金所得者の所得控除が 10 万円引き下げられることに伴い、従前非課税だった者が引き続き非課税となるよう個人均等割の非課税の基準を 10 万円引き上げることとした。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等となった文部科学大臣が指定した全ての興行の入場料等の返金等を求めずその権利を放棄した場合、寄附金税額控除の対象とすることとした。
- (3) 登記簿等に所有者として登録されている者が死亡している土地又は家屋を所有している者は、当該土地又は家屋の所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに、申告書を提出しなければならないこととした。
- (4) 中小事業者等が一定期間内に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した家屋及び構築物について、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限り、課税割合を 0 とすることとした。
- (5) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、上記 (1)、(2) 及び (4) は令和 3 年 1 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条例の概要

題 名

葉山町諸収入金に対する延滞金徴収条例及び葉山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

地方税法に規定する「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称変更され、計算の前提となる割合として「平均貸付割合」が規定されたことから、この字句を引用している条文について、同様の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 保険料の減額に係る基準について、世帯に給与所得者等が 2 人以上いる場合には、基準額に給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えることとした。
- (2) 地方税法に規定する「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称変更され、計算の前提となる割合として「平均貸付割合」が規定されたことから、この字句を引用している条文について、同様の改正を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) この条例は令和 3 年 1 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条例の概要

題 名

葉山町火災予防条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 急速充電設備の設置について、設置基準の対象となる全出力の上限を 50 キロワットから 200 キロワットとすることとした。
- (2) 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を追加することとした。
- (3) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）については、消防長への設置の届出を要することとした。
- (4) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

- (1) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条例の概要

題 名

葉山町通所介護施設条例を廃止する条例

1 趣 旨

町が設置する通所介護施設を廃止することに伴い、条例を廃止することとした。

2 内 容（廃止する施設の概要）

名称 葉山町通所介護施設

位置 葉山町堀内 2200 番地

目的 在宅の高齢者等に対し、通所による各種のサービスを提供することにより、居宅生活の支援を図る。

3 施行期日

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。

計画の概要

題名

議案第55号 第四次葉山町総合計画後期基本計画の策定について

1 趣旨

第四次葉山町総合計画前期基本計画（平成27年度から）が令和2年度をもって計画期間満了となることから、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする後期基本計画を策定するもの。

2 内容

- (1) 第四次葉山町総合計画基本構想（計画期間：平成27年度から令和6年度までの10年間）に係る前期基本計画（計画期間：平成27年度から令和2年度までの6年間）の進捗状況等を振り返るとともに、現状の課題を整理し、基本計画の部分を改定するもの。
- (2) 基本理念1「“人を育てる”葉山」の教育・文化に関する政策については、町教育委員会の教育行政指針「葉山町教育総合プラン」と整合を図るため、基本施策の体系の見直しを行った。
- (3) この計画に定めるもののほか、各基本施策を推進するために実施する具体の事業については、本年度末までに策定予定の総合計画実施計画に定めることとする。

指定管理者の概要

題名

指定管理者の指定について

1 趣旨

町で設置する集会所等の施設について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により指定管理者を指定することとした。

2 内容

(1) 議案第56号 葉山町集会所関係

① 施設の名称及び当該施設の指定管理として選定する者

- ア 木古庭会館・木古庭町内会
- イ 上山口会館・上山口町内会
- ウ 下山口会館・下山口町内会
- エ 一色岡会館・一色第一町内会
- オ 一色第2岡会館・一色第一町内会
- カ 真名瀬会館・真名瀬町内会
- キ 木の下会館・木の下町内会
- ク 元町会館・元町たかさご会
- ケ 長柄下会館・長柄下町内会
- コ 葉桜会館・葉桜自治会
- サ イトーピア会館・イトーピア葉山自治会

② 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(2) 議案第57号関係

① 施設の名称及び当該施設の指定管理者

葉山町朝市、農産物加工施設・よこすか葉山農業協同組合

② 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

(3) 議案第58号関係

① 施設の名称及び当該施設の指定管理者

真名瀬漁港甲種漁港施設・葉山町漁業協同組合

② 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）